

令和4年度

事業計画書



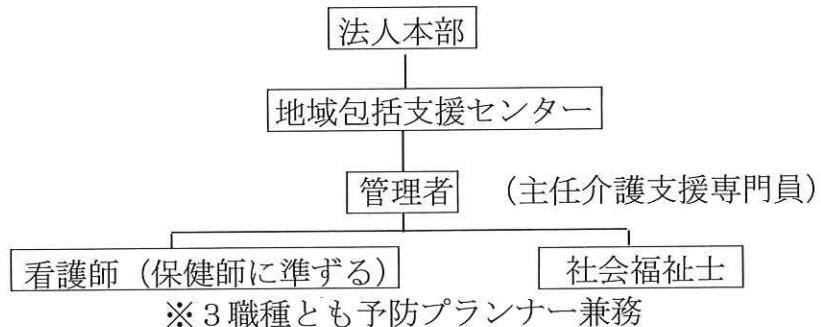
社会福祉法人 永光会

渋川市古巻地域包括支援センター
(指定介護予防支援事業所事業計画を含む)

1. 事業の概要

◎開 設	平成30年 4月 1日
◎職員体制	管理者（主任介護支援専門員が兼務） 1人
	社会福祉士： 1人
	看護師（保健師に準ずる）： 1人

2. 組織図



3. 基本方針

法人理念である『春風致和』を基に、地域包括支援センター（以下、「センター」という）の専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、利用者の立場にたって以下の支援活動を行う。

また、令和4年度の施設運営方針『たくさんの笑顔のために地力を磨こう！』を踏まえて、センター職員はケース対応の積み重ねからの反省や学びを通して、相談者らが笑顔となれるよう各自の専門職としての地力（基礎力）の磨き上げに努め、支援実行に際しては関係者らとの情報共有や連携を図り、引き続き地域に密着した信頼される事業所を目指す。

I. 包括的支援事業

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターは、介護・医療・健康・福祉など、様々な面から地域で暮らす高齢者に対して総合的に相談支援を行う。

1. 周知活動業務

地域包括支援センターの機能を強化し、地域に出向き実態把握に努め、業務の周知や相談支援事業の充実を図る。

2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

多様な生活課題を抱えている高齢者やその家族に、あらゆる社会資源を適切に活用できるよう、包括的及び継続的な関わりによる支援を行う。

ケアマネジメントが多様化・複雑化しており、多機関・多職種連携による解決が求められていることから、対応する介護支援専門員への助言・支援を行う。

3. 総合相談業務

高齢者やその家族または地域からの相談を受け、心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な機関または制度につなぎ、継続的な支援を行う。

高齢者にとって身近な存在である民生委員・児童委員とのつながりをより一層深め、高齢者の相談支援を行う。

4. 権利擁護業務

高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、日常生活自立支援事業や成年後見制度など高齢者的人権、ニーズに即した適切な擁護を行う。

行政と地域住民や地域の関係団体との連携を図り、虐待を防止するための啓発活動、相談支援や安全確保のための必要な対応を行い、早期発見・防止に努める。

5. 介護予防教室・家族介護教室

高齢者ができる限り自立を維持し、要支援・要介護認定者とならないために、介護予防の知識の普及・啓発を行う。

介護に関する知識や技術の習得、介護者の介護負担の軽減などを目的に、支援につながる教室を開催する。

6. 地域ケア会議の開催

高齢者個別の課題の検討と、個別課題の分析から見いだされる地域課題の検討を行い、個別の課題解決、地域課題の発見、社会資源の開発等につなげる。

会議の開催を通して、行政機関・医療機関・地区組織等との連携強化を図る。

7. 在宅医療・介護連携推進業務

高齢者が、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、医療及び介護を必要とする高齢者等に対し、関連情報の提供、医療・介護連携や相談支援、及び普及啓発活動を行う。

8. 生活支援体制整備事業

地域助け合い活動推進協議体において、地域の困りごとや課題の整理等の協議を重ね、社会資源を把握し、地域に必要な仕組み作りに携わって行く。

9. 認知症総合支援事業

国の認知症施策推進大綱(令和2年公表)に基づき、認知症への理解を深めるための普及・啓発や容態に応じた適切な医療・介護等の利用に向けた支援、介護者への支援等、総合的な支援を行う。

II. 介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定者等の対象者が、在宅でできる限り自立した日常生活を営むことがで

きるよう、生活機能の低下を予防し適切な支援が受けられるための一連のケアマネジメントを行う。

また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員への助言や支援等を行い、居宅介護支援事業所との連携を深め、協力体制の強化を図る。

III. 地域に向けての情報発信として

社会福祉法人の地域貢献の1つに、コロナ禍においても地域の高齢者が古巻包括＝永光荘と新たなつながりが持てるようきっかけ作りを目的として、年4回健康・介護予防情報を中心とした内容での「包括たより」を作成、法人の広報誌「永光会たより」と併せて地域へ発信する。その取組みも含め、引き続き高齢者の介護や生活等の困りごとに関する「身近な相談窓口」が永光荘内にあることの周知を行う。

IV. 災害発生時の対応

地震や感染症等の自然災害発生時には、市や法人と連携のもとに市民サービスのための活動ができるよう、法人の業務継続計画に準じてセンターについても業務継続計画の整理（職員間や中央包括・地区内の主要者との連絡体制等）を行う。

V. 第3期目の受託進退を見据えて

令和4年度については、第2期の2年目となる。第3期目（令和6～8年度）の受託について、過去の動きから考えると、遡って令和5年6～7月に公募となり、そのための準備（各種提出書類等の作成）や検討は、当然それ以前から始まることとなる。

そのことから、令和4年度については第3期目の受託進退に関する検討材料集め（委託包括の健全運営に向けて）として、他圏域委託法人と業務における課題の共通認識や情報共有等を図り、年度終了の時点では前倒して第2期目の振り返りやまとめが行えるよう取組む。